

「酒害教室事業」実施要領

1 実施目的

アルコール依存症の回復者やその家族を対象に、アルコール関連問題についての正しい知識の普及や治療の動機づけを行い、体験談等を語り合うことによって、アルコール依存症からの回復を支援することを目的とする。

2 実施主体

酒害教室を実施する各区保健福祉センター（12か所）

【北、西、港、大正、西淀川、東淀川、生野、鶴見、阿倍野、東住吉、平野、西成】

3 実施体制

精神科医師・精神保健福祉士・精神保健福祉相談員・保健師・精神保健福祉担当事務職員等により、月1～2回を目途に実施する。

なお、非常勤医師または外部講師等による実施は、月1回程度とする。

4 事業内容

（1）参加対象者

アルコール依存症の回復者やアルコール関連問題をかかえる家族等で、酒害教室への参加を希望する者（原則として市内居住者）。必要に応じて面接を実施する（資料1～3参照）。

（2）実施日

保健福祉センター毎に定例日を定めて実施する。

（3）プログラムの作成

プログラムは、参加対象者にあわせて作成し、事前にスタッフ間でよく話し合って計画を立てる。

（4）プログラムの内容

- ① テーマは、年間を通してのテーマと1回毎のテーマを設定する（資料4参照）。
- ② 病気の理解・治療等の講義、体験談等をプログラムに盛り込む。
- ③ プログラムの教材及び媒体としてテキスト、パンフレット、ビデオなどを使用する。
- ④ 専門の医療機関や自助組織などの情報を準備する。
- ⑤ 実施にあたって、関係機関等との連携・周知に努める。

5 周知

各区において広報、ホームページ等を活用するとともに、あらゆる機会に関係機関への周知に努める。

6 費用および事業経費の取り扱い

(1) 費用

参加費用は原則として無料とする。

(2) 事業経費

①非常勤医師報酬

臨時職員システムへの実績登録に基づき、こころの健康センターからの配付予算により総務事務センターが支給する。

②講師謝礼

こころの健康センターからの配付予算（四半期ごとに配付）により各区において支出する。

7 運営及び記録

各自記入する参加者名簿（様式①）、年間の出席者名簿（様式②）を作成する。

また、テーマや話された内容の要約及びスタッフの感想などを「酒害教室」記録（様式③）を用い記録し、保管する。

8 評価

毎年度5～6月にアンケート（様式④）を使用し、参加者に評価してもらうとともに、事業実施に活かす。

9 報 告

(1) 精神保健福祉相談員は、実施したアンケート（様式④）の写しをこころの健康センターに提出する（報告月；5～6月）。

(2) 精神保健福祉月報（様式1、様式2）で報告する（翌月20日までに提出）。

(3) 社会復帰相談指導事業実績報告（年報）は、翌年度4月中旬までに報告する。

また、地域保健・健康増進事業報告「5（1）精神保健福祉（相談等）」の欄にも計上する。

10 人権等に対する配慮

本事業の実施に当たっては、人権及びプライバシーの保護に留意し、合理的配慮を行うこと。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から一部改正する。

この要領は、平成28年4月1日から一部改正する。

この要領は、令和3年4月1日から一部改正する。

この要領は、令和5年4月1日から一部改正する。